

山梨県公報

第四百八十六号

令和六年

七月八日

月 曜 日

目次

告 示

○山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長……………二七五

○保安林の指定の予定……………二七五

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………二七六

公 告

○行政文書の開示の実施状況……………二七六

○個人情報保護法等の施行状況……………二七七

○令和六年度行政書士試験の実施……………二七八

○大規模小売店舗の名称の変更の届出……………二八二

○大規模小売店舗の名称等の変更の届出……………二八二

○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………二八三

○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………二八三

○肥料の登録の有効期間の更新……………二八三

正 誤

○令和六年六月二十四日付第四百八十二号中……………二八四

告 示

山梨県告示第百六十九号

山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長(令和六年山梨県告示第十二号)において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものは、その期限が令和六年一月一日から令和六年七月三十日までの間に到来するものについて、令和六年七月三十一日とする。

令和六年七月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

都道府県名	地域
富山県	全域
石川県	金沢市 小松市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 野々市市 能美郡川北町 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町

山梨県告示第百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年七月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 都留市朝日馬場字向山一九九四から一九九六まで、一九九六の内一、一九九六の内二

二 指定の目的 水源の涵養かえ

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第七十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和六年七月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域 から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域	番号	座標
	鬼島の2	一点 北緯三五度三〇分五四秒四〇一一 東経一三八度二七分〇五秒四二二七 二点 北緯三五度三〇分五五秒一一〇七 東経一三八度二七分〇五秒二八〇二 三点 北緯三五度三〇分五五秒二二二八 東経一三八度二七分〇五秒三六一四 四点 北緯三五度三〇分五七秒八四四七 東経一三八度二七分〇六秒一七七七 五点 北緯三五度三〇分五八秒一七三一 東経一三八度二七分〇六秒四一〇九 六点 北緯三五度三〇分五八秒九九二〇 東経一三八度二七分〇六秒一〇〇二 七点 北緯三五度三〇分五八秒九九五四 東経一三八度二七分〇六秒七七三三 八点 北緯三五度三〇分五八秒六一八七 東経一三八度二七分〇七秒八八三九 九点 北緯三五度三〇分五七秒八〇六八

公 告

十四点	東経一三八度二七分〇七秒四九〇九
十三点	北緯三五度三〇分五七秒三八七〇
十二点	東経一三八度二七分〇七秒五二七一
十一点	北緯三五度三〇分五六秒三三三八
十点	東経一三八度二七分〇六秒九四七九
	北緯三五度三〇分五五秒六〇八〇
	東経一三八度二七分〇六秒五七二六
	北緯三五度三〇分五四秒五七五二
	東経一三八度二七分〇五秒九八二七
	北緯三五度三〇分五四秒四四六五
	東経一三八度二七分〇五秒八六八八

● 行政文書の開示の実施状況

山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十七条第二項の規定により、令和五年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和六年七月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 行政文書の開示の状況

開示請求	合計	九二一件
	全部開示決定	八〇六件
不開示決定	一部開示決定	一八五件
	不開示決定	六二一件

取下げ	五四件
審査請求	〇件
審査請求に対する裁決	一件

二 実施機関別の請求の状況

知事	八〇三件
議会	一六件
教育委員会	三二件
選挙管理委員会	一六件
人事委員会	一件
公安委員会	一件
労働委員会	一件
収用委員会	二件
公営企業管理者	一四件
警察本部長	二九件
地方独立行政法人山梨県立病院機構	四件
公立大学法人山梨県立大学	二件
道路公社	一件

● 個人情報保護法等の施行状況

山梨県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年山梨県条例第五十号）第二十条第二項の規定により、令和五年度における各実施機関の個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び山梨県個人情報保護の保護に関する法律施行条例の施行状況を次のとおり公表する。

令和六年七月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 個人情報の保護に関する法律及び山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例の施行状況

個人情報ファイル簿の件数	三三九件
条例個人情報ファイル簿の件数	六二九件
開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数	一九〇件
開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理状況	一九〇件
審査請求の件数	三件
審査請求の処理状況	五件
簡易な手続きによる提供の件数	一三、六九一件

二 実施機関別の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況

知事	四四件
教育委員会	八件
人事委員会	一件
警察本部長	五一件

地方独立行政法人山梨県立病院機構

八六件

三 実施機関別の簡易な手続きによる提供の状況

知事	一四九件
教育委員会	四、三四九件
人事委員会	二九四件
警察本部長	八、八三二件
地方独立行政法人山梨県立病院機構	六二件
公立大学法人山梨県立大学	五件

● 令和六年度行政書士試験の実施

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。

令和六年七月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。

令和六年七月八日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 望 月 達 史

1 試験期日

令和6年11月10日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

試験場	所在地
桃源文化会館	南アルプス市飯野2971
山梨県流通センター（流通会館）	中央市山之神流通団地2-6-1

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数14題）	一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」は択一式とします。記述式は、40字程度で記述するものを出题します。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

ア 窓口での配布期間

令和6年7月29日（月）から同年8月30日（金）

イ 配布場所

配布場所	所在地	配布時間	備考
山梨県総務部行政経営管理課	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階	8:30～ 17:00	
峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎		
峡南地域県民センター	南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎		

中北地域県民センター	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎	8:30～ 17:00	
富士・東部地域県民センター	都留市田原2-13-43 南都留合同庁舎		
山梨県庁別館2階 (やまなし観光推進機構)	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2階		土・日を含む。
山梨県行政書士会	甲府市丸の内3-27-5 山梨県行政書士会館	9:00～ 17:00	

(注) 備考欄に注意書きのある場所を除き、土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布を行いません。

(2) 受験願書及び試験案内の郵送による配布とその請求方法

ア 郵送による配布の請求期間

令和6年7月8日(月)から同年8月23日(金)必着

この期間内に、下記イの手続により請求があったものについて、令和6年7月29日(月)から郵送により配布します。

イ 請求方法

返信用封筒(角形2号の封筒に、住所・氏名・郵便番号を記載し140円分の切手を貼付したもの)を、下記の宛先まで郵送してください。

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和6年7月29日(月)から同年8月30日(金)消印有効

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。令和6年8月30日(金)の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書(顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書の貼付があるもの)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

令和6年7月29日(月)午前9時から同年8月27日(火)午後5時まで

この期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能です。インターネットによる受験申込みは、令和6年8月27日(火)午後5時で終了します。同日午後5時までに入力を完了していないと、申込みができなくなりますのでご注意ください。

入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) をご確認ください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A、M a s t e r、J C B、アメリカン・エクスプレス、D i n e r s

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料

10,400円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合などを除き、返還しません。

(4) 連絡先

一般財団法人行政書士試験研究センター 電話番号 03-3263-7700

〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障がいの内容等によっては希望に沿えない場合があります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまでご相談ください。特例措置の手続については、試験案内をご覧ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和7年1月29日（水）午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) にも合格者の受験番号を掲載します（掲載開始時間は合格発表日の午前中）。

● 大規模小売店舗の名称の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年七月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ヒカレヤマナシ 代表取締役 竜沢恒 山梨県中巨摩郡昭和町西条二千七百九十九番地
 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 fumotto南アルプス地域交流エリア 山梨県南アルプス市十日市場千五百七十一
- 2 変更した事項 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称)南アルプス地域交流エリア計画	fumotto南アルプス地域交流エリア

- 3 変更の年月日 令和六年五月三十一日
 届出年月日 令和六年六月十一日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年十一月八日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年七月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地
 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ダイレックス湯村店 山梨県甲府市湯村一丁目千九百三十一番一 外
- 2 変更した事項
 (一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前

変更後

(仮称)ダイレックス湯村店 山梨県甲府市湯村一丁目千九百三十一番一 外	ダイレックス湯村店 山梨県甲府市湯村一丁目千九百三十一番一 外
--	------------------------------------

- (二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

変更後

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地
--	---

- (三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

変更後

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地
--	---

- 3 変更の年月日 令和六年三月一日
 届出年月日 令和六年六月二十四日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和六年十一月八日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年七月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 野々口剛 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ツルハドラッグ北杜須玉店 山梨県北杜市須玉町大豆生田字大免七百三十番一 外

2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
代表取締役 西喜多浩	代表取締役 野々口剛

3 変更の年月日 令和六年四月一日

三 届出年月日 令和六年六月十九日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和六年十一月八日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年七月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社カインズ 代表取締役 高家正行 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号 外二者
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 カインズスーパーセンター都留店 山梨県都留市井倉字美通三百二十八番地一外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号 外二者	株式会社カインズ 代表取締役 高家正行 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号 外二者

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号 外二者	株式会社カインズ 代表取締役 高家正行 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号 外三者

3 変更の年月日 平成三十一年三月一日 外

三 届出年月日 令和六年五月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和六年十一月八日まで

● 肥料の登録の有効期間の更新
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項

の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和六年七月八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新後の有効期限
山梨県第二十一号	家庭園芸用複合肥料	バイタルグリンE	窒素全量〇・七% 水溶性加一・〇% x	公定規格 のとおり	株式会社KANSH OKU東京都江戸川区 松江七丁目八番十号	令和九年六月三十日

正 誤

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

○ 令和六年六月二十四日(第四百八十二号)山梨県選挙管理委員会告示第十八号(政治団体の名称等の届出)

二五六	七	参政党山梨第二支部	参政党山梨第二支部
-----	---	-----------	-----------